

現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いの変更について

令和4年12月8日
沼津市財務部契約検査課

令和5年1月1日から建設業法施行令の一部を改正する政令が施行され、監理技術者又は主任技術者（以下、監理技術者等という。）の配置に関する金額要件が緩和されることになりました。

これに伴い、沼津市建設工事請負契約約款第10条第4項の規定による現場代理人の工事現場での常駐義務の緩和について、以下のとおり取扱いを変更しますので、お知らせします。

1 建設業法施行令の改正による金額要件の緩和

	現行	改正後
監理技術者配置の金額要件 (下請契約の請負代金額の合計)	4,000万円(6,000万円)以上	<u>4,500万円(7,000万円)</u> 以上
専任の監理技術者等配置の 金額要件(請負代金額)	3,500万円(7,000万円)以上	<u>4,000万円(8,000万円)</u> 以上

※()内は建築一式工事

2 現場代理人の兼任を認める要件

兼任しようとするすべての工事が次に掲げる(1)～(3)をいずれも満たす場合は、原則、3件を上限として現場代理人の兼任を認めます。

- (1) 工事の請負金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）であること。
- (2) 監督員の同意を得ることができること。
- (3) 低入調査対象案件を含まないこと。

また、密接に関係すると認められる工事（本体工事と随意契約する付帯工事等）を同一の工事とみなし、原則、同じ現場代理人を配置することができます。

なお、現場代理人に求める資格は、契約締結日までに3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であることです。

3 手続き

現場代理人を兼任しようとする場合は、当該工事の監督員及び兼任する他の工事の監督員と協議し、その承諾を得た上で、契約時に現場代理人兼任届出書を契約検査課に提出してください。兼任しようとする工事に沼津市発注以外のものがあったとしても、同じ手続きが必要です。

4 その他

- (1) 現場代理人は、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮する

とともに、監督員と常に連絡を取れる体制を確保してください。

- (2) 現場代理人は、監理技術者等を兼ねることができますが、専任要件にご注意ください。また、営業所の専任技術者は現場代理人となることはできません。
- (3) 工事執行当初において、設計変更により、工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となるような変更が予め予想される場合は、現場代理人の兼任はできません。
- (4) 現場代理人兼任届出書の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼任の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、入札参加停止措置等を行うこととします。

5 適用日 令和5年1月1日以降

6 留意事項

本改正は、請負契約の時点に関わらず、すべての工事において改正後の基準が適用可能となります。

ただし、工期途中において監理技術者等を交代することは、適正な施工の確保の観点から、慎重かつ必要最小限とし、交代しようとする際は、必ず事前に監督員と協議を行ってください。